

第 83 回国民スポーツ大会
桐生市準備委員会

第 1 回常任委員会



©群馬県 ぐんまちゃん
湯スポ 08-10

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

日時：令和8年5月25日（月） 午後2時～
場所：美喜仁桐生文化会館 4階 スカイホールB

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 「第 1 回常任委員会」次第

日時：令和 8 年 5 月 25 日（月）14 時から

場所：美喜仁桐生文化会館 4 階 スカイホール B

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会常任委員の変更..... 1

4 審議事項

【第 1 号議案】

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市開催推進総合計画（案）..... 3

別表 年次計画(案) 5

【第 2 号議案】

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会専門委員会規程（案）..... 7

別表（第 2 条関係） 9

【第 3 号議案】

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会専門委員会委員選出（案）..... 10

5 その他

6 閉 会

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会常任委員の変更

第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会会則第 8 条第 1 項に基づき、令和 8 年 3 月 25 日から 5 月 25 日までの間における第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会常任委員の変更について、次のとおり報告いたします。

常任委員（4 名）

（順不同・敬称略）

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
群馬県高等学校野球連盟 会長	齊藤 宏之	上原 清司
桐生市立小学校長会 会長	渡邊 真宏	櫻井 禎人
桐生市立中学校長会 会長	金井 仁史	楡井 正弥
桐生市中学校体育連盟 会長	堀越 正樹	山藤 一也

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 常任委員名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

NO.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	桐生市	市長	荒木 恵司

副委員長 7名

NO.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	桐生市議会	議長	人見 武男
2	スポーツ関係	公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団	理事長	高橋 清晴
3	スポーツ関係	桐生市体育協会	会長	北川 洋
4	産業・経済関係	桐生商工会議所	会頭	津久井真澄
5	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人桐生市観光物産協会	会長	宮地 由高
6	市関係	桐生市	副市長	西條 敦史
7	市関係	桐生市教育委員会	教育長	小林 一弘

常任委員 20名

NO.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	桐生市スポーツ推進審議会	会長	北川 洋
2	スポーツ関係	桐生市スポーツ推進委員会	会長	齋藤 浩司
3	競技団体関係	群馬県野球連盟	会長	樋口 半司
4	競技団体関係	群馬県高等学校野球連盟	会長	齊藤 宏之
5	競技団体関係	群馬県ラグビーフットボール協会	会長	中澤 則行
6	競技団体関係	群馬県バドミントン協会	会長	新木 敬司
7	競技団体関係	一般社団法人群馬県卓球協会	会長	茂木 暁至
8	競技団体関係	群馬スポーツ鬼ごっこ連盟	代表	川上 理香
9	輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
10	輸送・交通関係	桐生朝日自動車株式会社(おりひめバス)	代表取締役	高橋 直樹
11	輸送・交通関係	桐生地区ハイヤー協議会	会長	小林 康人
12	宿泊・観光・衛生関係	桐生旅館ホテル組合	組合長	吉田 初
13	医療・福祉関係	一般社団法人桐生市医師会	会長	菊地 一真
14	教育・学校関係	桐生市立小学校長会	会長	渡邊 真宏
15	教育・学校関係	桐生市立中学校長会	会長	金井 仁史
16	教育・学校関係	桐生市小学校体育研究会	会長	石島 保
17	教育・学校関係	桐生市中学校体育連盟	会長	堀越 正樹
18	教育・学校関係	桐生・みどり地区高等学校等校長会	会長	新井 高広
19	県関係	群馬県桐生警察署	署長	黒澤 泉
20	市関係	桐生市消防本部	消防長	殿岡 丈直

第83回国民スポーツ大会 桐生市開催推進総合計画（案）

第83回国民スポーツ大会（以下「湯けむり国スポぐんま」という。）の成功に向け、年齢、性別、障がいのあるなしを問わず、本市の様々な人・団体が一体となって取り組み、「桐生の魅力」を全国に発信するとともに、「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現を目指し、桐生市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、湯けむり国スポぐんまを一過性のスポーツイベントとせず、市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに触れるきっかけとし、生涯スポーツの環境づくりに繋がる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等と緊密な連携、相互協力のもと創意工夫をこらした魅力あふれる大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

湯けむり国スポぐんまに対する市民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・産業など、本市の多彩な魅力を全国に発信する。

（4）市民協働

市民一人ひとりが、湯けむり国スポぐんま開催の意義を理解し、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、様々な立場で積極的に参加し、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていく。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かい気持ちでお迎えし、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、最大限現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

県等と緊密に連携し、選手の負担にならないよう、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を準拠し、既存施設の有効活用を図るとともに、湯けむり国スポぐんま閉幕後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かい気持ちでお迎えし、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境の中で開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、医療救護体制及び防疫対策の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場、その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察、その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第83回国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」桐生市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】は、別表のとおりとする。

年次計画は進捗管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第83国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」桐生市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】（初版）（案）

別表1/2

年度	令和6年度 (開催5年前)	令和7年度 (開催4年前)	令和8年度 (開催3年前)	令和9年度 (開催2年前)	令和10年度 (開催1年前)	令和11年度 (開催年)	
西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
国スポ開催県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県	
組織	大会開催内定	準備委員会設立準備 設立総会 総会開催	日スポ・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組	各年開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会 競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会 輸送警備専門委員会	各年開催 リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	第83回国民スポーツ大会 リハ大会
	①総務企画 ②財務	県連絡調整等 大会経費調査検討 全体会期調査	開催推進総合計画策定 リハ大会経費検討	リハ大会予算編成 識別用品整備要項策定 保険加入要項策定 協賛取扱要項策定	本大会経費予算編成 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入 協賛の推進	大会遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入	
総務企画専門委員会	③広報		各種計画・要項等策定 広報基本計画策定 広報啓発活動の推進	大会報告書編成方針検討		大会報告書作成	
	④市民協働		市民協働基本計画策定 市民協働の推進 ボランティア募集要項策定	ボランティア募集 リハ大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア業務計画策定 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置	
⑤観光おもてなし			観光・おもてなし基本計画策定	観光・おもてなし実施要項策定 案内所設置要項策定 休憩所等設置要項策定 売店設置要項策定 歓迎装飾実施要項策定	ガイドブック観光ガイドマップ作成 リハ大会案内所設置 リハ大会休憩所等設置 リハ大会売店設置 リハ大会歓迎装飾実施	ガイドブック観光ガイドマップ配布 大会案内所設置 大会休憩所等設置 大会売店設置 大会歓迎装飾実施	

実行委員会総会（解散）
事業概要説明会開催
大会報告書配布

第83国民スポーツ大会「湯けむり国スポぐんま」桐生市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】（初版）（案）

別表2/2

年度	令和6年度 (開催5年前)	令和7年度 (開催4年前)	令和8年度 (開催3年前)	令和9年度 (開催2年前)	令和10年度 (開催1年前)	令和11年度 (開催年)			
西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029			
国スポ開催県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県			
競技式典専門委員会	⑥競技	各種計画・要項等策定	競技運営基本計画策定	競技運営実施計画策定	競技別実施要項策定	第83回国民スポーツ大会	競技別プログラム作成・配布		
			競技用具整備の実施						
			練習会場(案)作成	練習会場協力依頼	練習会場借用依頼		競技役員等編成検討	競技役員検討編成決定・委嘱	
			リハ大会実施検討	リハ大会開催基本計画策定	リハ大会競技別実施要項作成		競技会役員等編成検討	競技会役員等編成決定・委嘱	
⑦式典				式典基本計画策定	式典実施要項策定		各競技 開会式・表彰式実施		
	⑧施設		施設整備基本計画策定	リハ大会設営仕様書作成	リハ大会会場設営		大会会場設営		
宿泊衛生専門委員会		⑨宿泊	各種計画・要項等策定	宿泊基本計画策定	仮宿泊シミュレーション(第二次)	大会宿泊要項作成	第83回国民スポーツ大会	大会配宿実施	
	仮宿泊シミュレーション(第一次)				仮宿泊シミュレーション(第三次)	仮宿泊シミュレーション(第三次)			
				リハ大会宿泊要項作成	リハ大会宿泊実施				
	医事衛生基本計画策定			リハ大会救護所設置計画策定	リハ大会救護所設置			大会救護所設営	
⑩医事衛生			医療救護対策要項策定	医療救護対策実施要領策定	救護所設置計画策定		医事衛生本部設置		
			感染症対策要項策定	感染症対策実施要領策定					
			食品衛生対策要項策定	食品衛生対策実施要領策定					
			環境衛生対策要項策定	環境衛生対策実施要領策定					
⑪輸送交通	輸送交通基礎調査	輸送交通基本計画策定	輸送交通実施要領策定	計画輸送シミュレーション	会場地輸送計画策定	第83回国民スポーツ大会	輸送本部設置		
			輸送計画等調査	リハ大会輸送計画策定	リハ大会計画輸送実施				
⑫消防警備			消防防災・警備業務基本計画策定	消防防災・警備業務実施要領策定	大会自主警備計画策定	第83回国民スポーツ大会	消防警備本部設置		
				リハ大会消防警備計画策定	リハ大会消防警備本部設置策定				

第83回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第83回国民スポーツ大会桐生市準備委員会（以下「準備委員会」という。）会則（令和8年3月25日施行）第13条第3項の規定に基づき、準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門委員会の種類等）

第2条 専門委員会の種類並びに準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - （1）委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - （2）委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関する事 2 財務に関する事 3 広報に関する事 4 市民協働に関する事 5 観光・おもてなしに関する事 6 他の専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関する事 2 医療及び救護に関する事 3 環境衛生及び食品衛生に関する事 4 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関する事 2 施設整備に関する事 3 式典に関する事 4 その他競技運営に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事 2 駐車場に関する事 3 消防防災及び警備に関する事 4 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事

第83回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 専門委員会委員選出（案）

◆ 総務企画専門委員会

(委員数：25名)

選出区分	機関・所属団体名
スポーツ関係	公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
教育・学校関係	桐生市立小学校長会
	桐生市立中学校長会
	桐生・みどり地区高等学校等校長会
	桐生市PTA連絡協議会
	桐生私立保育連盟
	桐生市私立幼稚園協会
産業・経済関係	桐生商工会議所
	新田みどり農業協同組合
	桐生商店連盟協同組合
	桐生織物協同組合
	桐生市新里商工会
桐生市黒保根商工会	
医療・福祉関係	社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人桐生市観光物産協会
市民団体・各種団体	桐生市区長連絡協議会
	桐生市文化協会
	桐生市国際交流協会
	一般社団法人桐生青年会議所
市関係	桐生市共創企画部（魅力発信課）
	桐生市保健福祉部（健康地域医療課）
	桐生市子どもすこやか部（子育て支援課）
	桐生市産業経済部（商工振興課）
	桐生市産業経済部（観光交流課）
	桐生市教育委員会教育部（学校教育課）

◆ 宿泊衛生委員会

(委員数：9名)

選出区分	機関・所属団体名
宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人桐生市観光物産協会
宿泊・観光・衛生関係	桐生旅館ホテル組合
医療・福祉関係	一般社団法人桐生市医師会
医療・福祉関係	桐生厚生総合病院
医療・福祉関係	一般社団法人桐生市歯科医師会
医療・福祉関係	一般社団法人桐生薬剤師会
市関係	桐生市市民生活部（清掃センター）
市関係	桐生市保健福祉部（健康地域医療課）
市関係	桐生市産業経済部（観光交流課）

◆ 競技式典専門委員会

(委員数：14名)

選出区分	機関・所属団体名
スポーツ関係	桐生市体育協会
	桐生市スポーツ推進委員会
競技団体関係	群馬県野球連盟
	群馬県高等学校野球連盟
	群馬県ラグビーフットボール協会
	群馬県バドミントン協会
	一般社団法人群馬県卓球協会
	群馬スポーツ鬼ごっこ連盟
	桐生ラグビー協会
	桐生市バドミントン協会
教育・学校関係	桐生市小学校体育研究会
	桐生市中学校体育連盟
市関係	桐生市都市整備部（公園緑地課）

◆ 輸送警備専門委員会

(委員数：14名)

選出区分	機関・所属団体名
輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会
	桐生朝日自動車株式会社（おりひめバス）
	桐生地区ハイヤー協議会
	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
	上毛電気鉄道株式会社
	わたらせ渓谷鐵道株式会社
	東武鐵道株式会社
	一般社団法人群馬県トラック協会 桐生支部
県関係	群馬県桐生警察署
市関係	桐生市共創企画部（交通ビジョン推進室）
	桐生市共創企画部（防災・危機管理課）
	桐生市市民生活部（地域づくり課）
	桐生市都市整備部（土木課）
	桐生市消防本部（警防救急課）

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会 専門委員会の人選について

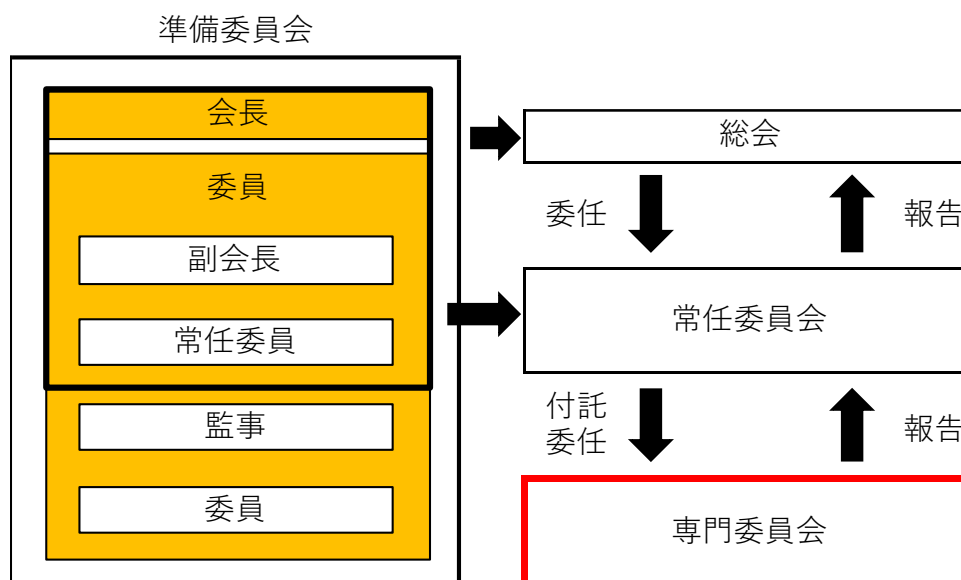
1 専門委員会の位置づけ

専門委員会は、常任委員会からの付託事項について調査・審議し、委任事項について審議・決定する組織となります。

常任委員会からの付託事項（基本計画等）	→	調査・審議	→	常任委員会で承認
常任委員会からの委任事項（要項等）	→	審議・決定	→	常任委員会で報告

本市では、①総務企画専門委員会、②宿泊衛生専門委員会、③競技式典専門委員会、④輸送警備専門委員会の4種類の専門委員会を設置します。

【参考】桐生市準備委員会組織図案



2 各専門委員会の調査・審議事項について

(1) 総務企画専門委員会

総務、企画に関する事項	大会運営、識別用品、遺失物・拾得物、保険等
財務に関する事項	リハーサル大会、本大会の開催経費の積算、予算、企業協賛等
広報に関する事項	啓発活動、記念行事・炬火イベント、大会報告書編成等
市民協働に関する事項	ボランティア、応援のぼり旗、学校観戦等

観光・おもてなしに関する事項	おもてなし広場、総合案内所、休憩所、売店、ふるまい提供、歓迎装飾等
----------------	-----------------------------------

(2) 宿泊衛生専門委員会

宿泊に関する事項	宿泊、配宿計画、食事（献立）等
医事及び衛生に関する事項	医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生等

(3) 競技式典専門委員会

競技に関する事項	競技運営、競技役員、競技補助員、競技用具、リハーサル大会、練習会場等
式典に関する事項	競技別開閉会式、表彰式等
競技会場設営に関する事項	施設整備、会場装飾、情報通信等

(4) 輸送警備専門委員会

輸送及び交通に関する事項	輸送計画、駐車場、車両誘導計画等
警備及び消防防災に関する事項	警護、警備員配置計画、防災計画等

3 専門委員の推薦依頼について

(1) 専門委員会委員選出に係る推薦依頼書の送付について

桐生市準備委員会委員の各機関・団体を4種類の専門委員会に区分し、推薦依頼書を送付します。

(2) 推薦書の提出について

推薦依頼を受けた各機関・団体は、専門委員を人選の上、推薦依頼書を桐生市準備委員会事務局宛に返送してください。

(3) 今後のスケジュール予定

令和8年5月下旬	専門委員会推薦依頼書の発送
令和8年6月中旬	推薦依頼書の回答締切
令和8年7月下旬	専門委員会（総務企画専門委員会、宿泊衛生専門委員会、競技式典専門委員会、輸送警備専門委員会）の開催
令和9年度以降	各専門委員会を年1回程度開催

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市開催基本方針

1 基本方針

第 83 回国民スポーツ大会は、多種多様な競技が一同に群馬県で開催され、全国から多数の選手が参加する大会であり、市民のスポーツへの関心を大いに高めるものとして期待されています。この大会を契機として、市民の更なるスポーツ活動の普及・発展を図る大会を目指します。

大会の成功に向けて、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、本市の様々な人・団体が一体となって取り組みます。また、全国から本市を訪れる人々を温かい気持ちで迎え入れて交流を深めることにより、多様な人々の関わりが生まれ、本市が描く「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」の実現に繋がる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツで桐生を元気にする大会

市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに触れるきっかけとし、健康の保持増進や体力向上、生きがいづくりなど、個々の目的に応じてスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの環境づくりに繋がる大会を目指します。

(2) 市民総参加で創る大会

市民・関係団体（教育、商工業、観光、医療・福祉など）・行政が一体となり、大会の成功に向けて準備に万全を期すとともに、大会に関わる全ての人が喜びと感動を共有できる大会を目指します。

(3) アスリートファーストの大会運営

市民一人ひとりがおもてなしの精神を持ち、全国から参加する選手が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、オール桐生でアスリートファーストの大会運営に努めます。

(4) 桐生の魅力を発信する大会

本市の魅力である山紫水明の豊かな自然環境、伝統産業の絹産業文化、豊かな農産物、スポーツを軸に地域活性化を図る球都桐生プロジェクトなど、本市独自の魅力と地域資源を全国に向けて発信し、地域ブランドの向上と観光振興に結びつける大会とします。

第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会において、桐生市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 桐生市を代表する者
- (2) 桐生市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 会長は、桐生市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 準備委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- 1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

- 2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- 3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、桐生市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

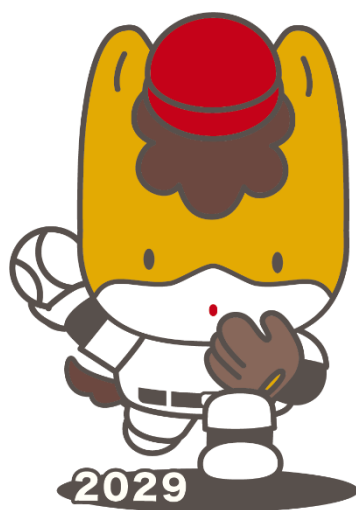
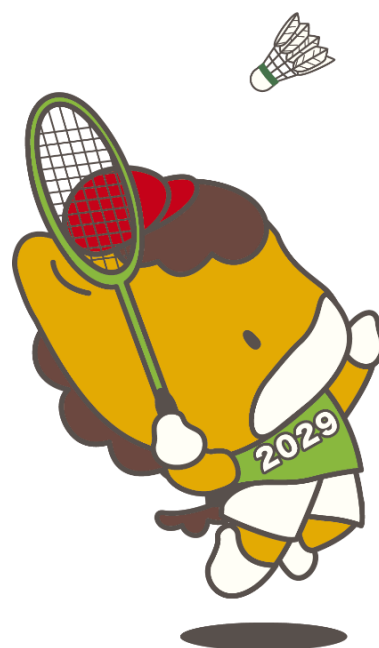
附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

(経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は第 19 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。



第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備委員会事務局
(桐生市市民生活部スポーツ・文化振興課 国民スポーツ大会準備室)

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 3 階

TEL : 0277-46-1541 FAX : 0277-43-1001

Email : kokusupo@city.kiryu.lg.jp